

習志野市農業委員会総会議事録

令和3年第8回習志野市農業委員会総会は令和3年8月5日（木曜日）に習志野市役所2階監査事務局会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 15名出席 欠席 1名（網掛け）

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 9番 村山 源司 11番 矢野 泰宏

1. 総会に付した議件

議案第1号 令和3年度習志野市農用地利用集積計画第2号（案）について

1. 議案審議結果

上 程 1件 承認 1件

1. 閉会時間 午前10時32分

1. 職員 事務局 事務局長 吉田 昌弘
主任主事 渡辺 祐紀
職 員 常田 幸雄

<p>議 長</p>	<p>おはようございます。定刻になりましたので、令和3年第8回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>まん延防止等重点措置から、緊急事態宣言に切り替わり、8月2日から8月31日までが発令期間ということで、なかなか予断を許さないことが続いております。</p> <p>また、オリンピックも日本人の活躍が熱いですが、また天候の方も酷暑ということで本当に皆様には、熱中症等とコロナ双方に注意してもらいようお願いいたします。</p> <p>その中で本日も集まりいただきまして、感謝申し上げます。</p> <p>農業委員会総会を開催するにあたりましては、引き続き対策を講じて、総会を開催してまいります。</p> <p>これまでどおり、出来る限り会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の時間を軽減しますので、ご了承ください。</p> <p>本日は、中基委員の欠席の報告がありました。</p> <p>よって、16名の内、15名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>9番 村山 源司 委員、11番 矢野 泰宏 委員、両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は 1件、報告件数は 5件でございます。</p> <p>それでは、早速審議に入ります。</p> <p>議案第1号、「令和3年度習志野市農用地利用集積計画第2号案」を議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、お手元の資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号、令和3年度習志野市農用地利用集積計画第2号案について。</p> <p>下記の通り農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、市長より、農用地利用集積計画第2号案に対する決定依頼があったので審議を求めらる。</p> <p>令和3年8月5日提出。</p>

事務局	<p>1 番、申請地は、習志野市屋敷五丁目の1筆であり、面積は 2,105 平方メートルであります。</p> <p>2 番、権利の内容は、使用貸借権の設定であり、期間は、令和 3 年 8 月 3 日から令和 6 年 8 月 10 日までの 3 年間であります。</p> <p>今回の利用権設定は、これまで設定してきた権利の更新手続きであります。</p> <p>3 番、申請者の住所・氏名等は、資料記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続けて、詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは引き続き、詳細説明をさせていただきます。</p> <p>申請者は資料記載のと通りの 2 名であり、譲受人は、認定農業者であります。</p> <p>認定農業者がこれまで借りていた農地を引続き借りるとのことで、農業経営基盤強化組織促進法に基づく農用地利用集積計画案が市長より提出されたものです。</p> <p>申請地は、屋敷五丁目の農地であり、令和 3 年 8 月 13 日から令和 6 年 8 月 12 日までの 3 年間を期間とする使用貸借権の設定でございます。</p> <p>譲受人は、これまでも借りていた申請地を適正に管理され、耕作されておりましたので、事務局は利用権設定は問題無いものと判断しております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>日々の状況を確認させていただきたいのですが、屋敷地区の農業委員である中野委員、申請者の耕作状況はいかがでしょう。</p>
中野委員	<p>近くでよくお見かけしますが、良いネギを作って一生懸命やっています。</p> <p>問題は無いと思います。</p>
議 長	<p>中野委員、ありがとうございました。</p> <p>それでは申請者が谷津地区ということで、同じ谷津地区の三代川和彦委員、何かありますか。</p>
三代川委員	<p>普段は夫婦2名ですが、娘さんが手伝っていて 3 人で耕作されています。</p> <p>今後も問題ないと思います。</p>

<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは、これより、議案第1号について審議に入ります。 ご質問等の有る方は、挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。 ご意見・ご質問等が無ければ採決に入ります。</p> <p>議案第1号、「令和3年度習志野市農用地利用集積計画第2号案」について、お諮りいたします。 農業委員会として、市長が定めた計画案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。 賛成の方は、挙手願います。</p> <p>はい。全員賛成ですので、「令和3年度習志野市農用地利用集積計画第2号案」は、計画案のとおり決定することと決しました。 この件について、事務局は、市長へ報告をしてください。</p> <p>以上で、審議案件は終了といたします。 次に、報告事項に入ります。 報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、不明点など有る方は、挙手願います。 事務局、何か補足説明はありますか？</p>
<p>事務局</p>	<p>特段ございません。</p>
<p>議 長</p>	<p>質問等が無ければ、続きまして、報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明書(相続)についてです。 事務局より、補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは報告第3号の報告書をご覧ください。 今回の申請者さんは千葉市にお住まいの方でございます。 対象地は実籾本郷にあります828平方メートルの農地でございます。 この方は、平成17年頃に相続を受けまして、平成18年7月に、相続人としての適格者証明を発行している方でございます。</p>

<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>7月8日に実籾地区の櫻井茂雄委員と事務局2名で現地確認を結果、肥培管理等が行き届いておりましたので、証明書を発行させていただいたものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>報告第3号について、何か質問等がございましたら挙手願います。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第4-1号、報告第4-2号ですが、いずれも転用事実確認証明書の交付についてです。</p> <p>事務局、一括して補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p> <p>議 長</p>	<p>はい。それでは報告第4-1号と報告第4-2号の報告書をご覧ください。</p> <p>こちらは、過去に農地法第4条または第5条の許可を受けた農地であり、転用目的の通り転用行為が完了いたしました。現在もなお、登記地目が農地のままであったことから、転用事実確認証明願が提出された案件でございます。</p> <p>まず、1点目の報告第4-1号は、屋敷にお住まいの方で、屋敷の農地、約92平方メートルが、公衆用道路用地として転用していたにもかかわらず、登記地目が畑であったので、証明願が提出されました。</p> <p>現地には7月6日に中野政博委員と事務局2名で確認させていただき、転用目的通り、道路としての形態をなしていたことから証明書を発行したものでございます。</p> <p>次に、報告第4-2号ですが、こちらは、農地法第5条の許可を受けた土地であり、登記地目が畑でございましたので、千葉市のお住まいの方が実籾の農地、概ね5.85平方メートルと非常に小さい土地ですけれども、同じく転用事実確認証明願の提出となったものでございます。</p> <p>こちらは7月8日に、櫻井茂雄委員、渡邊幸枝委員、事務局2名で現地を確認し、当時許可を受けた目的である専用住宅の敷地の一部として、活用していたので、証明書を発行させていただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、各委員の皆さんから何か質問等がございましたら挙手願います。</p>

<p>議 長</p>	<p>よろしいでしょうか。 無いようでしたら、以上を持ちまして、令和3年第8回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>その他事項については、事務局より進行をお願いします。</p>
------------	---